

## 公開質問状

安倍 晋三 首相

小池 百合子 東京都知事

吉村 洋文 大阪府知事

他 各任命権者様

このたび安倍内閣は、黒川弘務検事長が賭けマージャンを行ったとして、訓告としました。菅義偉官房長官は、「法務省で必要な調査を行った上で、法務省および検事総長が訓告相当だと判断し、決定した後、法相から私に報告があり、異論がない旨を申し上げた」と記者会見で説明しています。

法を司る法務省と検事総長が、黒川検事長の行為を訓告相当と考えていることは、全国の公務員に対して、新たな規範と処分量定の基準を示したことになると思います。

私たち公務員には、服務事故についての研修が頻繁に行われています。そこで今回の安倍内閣の決定を深く理解するために以下のことを質問します。

1. 黒川検事長の常習的な賭博行為に対し、安倍内閣は懲戒処分ではなく、注意にすぎない「訓告」としました。しかし賭博行為は、国家公務員法第98条1項あるいは地方公務員法第29条の「全体の奉仕者としてふさわしくない非行」に該当しないのでしょうか。
2. 利害関係者と金品のやり取りを行い、利害関係者が用意したハイヤーを使って帰宅した行為は供応接待や収賄罪とはならないのでしょうか。
3. 常習的賭博行為や供応接待を受けたことは、国家公務員法第99条あるいは地方公務員法33条のいわゆる「信用失墜」行為にはあたらないのでしょうか。
4. 黒川弘務検事長の「訓告」は、公務員の他の処分量定と比較して、公平公正であると言えるのでしょうか。
5. 黒川氏以外の他の公務員も、「テンピン」レートの賭けマージャン等の常習的賭博行為を行った場合は、懲戒処分ではなく、「訓告」となるのが望ましいのでしょうか。
6. 全国の教育公務員に対しては、「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏などの40秒間の行為が「信用失墜」行為とされ、戒告や減給・停職などの懲戒処分が出されています。賭博や収賄は通常、刑事事件に該当しますが、「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏などの行為に対する懲戒処分より軽い訓告が妥当と考えますか。また、その理由を教えてください。

以上質問します。回答は2週間以内に文書でお願いします。

2020年6月8日